

私道舗装助成制度について

○私道舗装助成制度のあらまし

私道舗装助成金支給制度とは、用地の関係や、構造的な問題等の理由により、一般交通の用に供しているものの公道とすることが困難な私道の整備を促進するため、昭和 48 年度から地元の皆様が舗装工事等を行う際に助成金の支給を行っている制度です。

○助成の対象となる工事

工事の種類

- (1) 舗装新設工事（私道の建設工事の完了後 5 年以上経過しているもの）
- (2) 舗装補修工事（私道の舗装工事の完了後 5 年以上経過しているもの）
- (3) 階段補修工事（私道の階段建設工事の完了後 5 年以上経過しているもの）

ただし、舗装補修工事及び階段補修工事については老朽化が著しく補修を要するものに限ります。

○助成の対象基準（全工事共通）

- (1) 現在、一般の人達が当該私道を利用しており助成工事完了後も引き続き利用できること。
- (2) 私道の幅員が 1.8 メートル以上であること。
- (3) 私道の両端が原則として公道に接続していること。または公道に接続した行き止まり道路で 5 世帯以上が利用していること。
- (4) 私道の所有者及び私道に接する家屋の居住者等の関係者総意による工事施行の要望がなされていること。

○助成率

工事種別	助成率	
舗装新設工事	通り抜け	市長が定める基準による標準工事費の 10 分の 9 相当
	行き止まり	市長が定める基準による標準工事費の 10 分の 8 相当
舗装補修工事	市長が定める基準による標準工事費の 10 分の 7 相当	
階段補修工事	市長が定める基準による認定工事費の 10 分の 7 相当	

現地の状況によっては、別途、地元の負担が必要となる場合があります。

(例 柵の嵩上げ、切下げ等)

○申請手続

1 私道の現況調書の提出（事前審査）

私道が助成の対象に該当するかどうかを調査するため、事前に私道現況調書（第1号様式）を各区役所道路公園センターに提出してください。

（用紙は各区役所道路公園センターでの受け取り、もしくは市ホームページでダウンロードしてください。）

2 申請書類の提出

私道が助成の対象に該当しましたら、次の申請書を各区役所道路公園センターに提出してください。

- ① 私道舗装助成金支給申請書（第1号様式の2） （注1）
- ② 委任状（第2号様式） （注2）
- ③ 誓約書（第3号様式） （注3）
- ④ 案内図
- ⑤ 平面図・断面図・構造図 （注4）
- ⑥ 土地所有者調書・居住者調書
- ⑦ 見積書 （注5）

注1 申請者となる方は代表者として、施工業者との交渉、契約及び完成検査の立会など一連の手続きを行っていただくことになります。

注2 舗装要望者が署名・捺印をして申請代表者に委任します。

注3 申請代表者が市に対して提出します。

注4 平面図は縮尺=1/100~1/500で延長、幅員、面積等の記入してあるもの。

注5 道路舗装工事は専門的な技術を必要としますので、責任ある業者を選んでください。

○助成の決定及び通知

- (1) 提出された申請書は私道舗装助成審査会に付し、助成金支給承認の可否を決定します。
- (2) 助成金の支給が承認された場合は承認通知書を、また不承認となった場合は不承認通知書に理由を記して通知します。

○工事の着手

助成金支給承認通知書を受けたら、申請代表者は施工業者を定め「工事着手届」を各区役所道路公園センターへ提出し、工事に着手してください。

(用紙は各区役所道路公園センターでの受け取り、もしくは市ホームページでダウンロードしてください。)

○工事完了届及び完成検査

工事が完了しましたら、「工事完了届」(第 6 号様式)を各区役所道路公園センターに提出して、完成検査を受けていただきます。

(用紙は各区役所道路公園センターでの受け取り、もしくは市ホームページでダウンロードしてください。)

○助成金支給通知、請求

- (1) 検査完了後(手直し等が生じた場合手直し工事後)、検査結果に基づき助成金支給通知書を申請代表者に送付します。
- (2) 通知書が届きましたら「請求書・支払金口座振替依頼書」を各区役所道路公園センターへ提出してください。

○工事完了後の維持管理

助成金の支給によって施工した私道の維持管理は、当該私道の関係者で引き続き行っていただきます。

○問い合わせ先

この制度に関する相談については各区役所道路公園センターで受け付けております。

名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号 (市外局番 044)
川崎区役所道路公園センター	210-0834	川崎区大島 1 丁目 25 番 10 号	244-3206
幸区役所道路公園センター	212-0053	幸区下平間 357 番地 3	544-5500
中原区役所道路公園センター	211-0041	中原区下小田中 2 丁目 9 番 1 号	788-2311
高津区役所道路公園センター	213-0001	高津区溝口 5 丁目 15 番 7 号	833-1221
宮前区役所道路公園センター	216-0003	宮前区有馬 2 丁目 6 番 4 号	877-1661
多摩区役所道路公園センター	214-0008	多摩区菅北浦 4 丁目 11 番 20 号	946-0044
麻生区役所道路公園センター	215-0026	麻生区古沢 120 番地	954-0505

●私道舗装助成金が支給されるまでの流れ

